

保険医療機関・保険薬局における本人確認書類の提示について

このたび、保険医療機関及び保険薬局において保険証と共に本人確認書類の提示を求められる場合の方法について、令和2年1月10日付厚生労働省保険局保険課長ほか連名通知が発出されました。その内容をご連絡しますのでご承知おき願います。

○本人確認の必要性

(1) 医療保険制度の健全運営の維持

他人の保険証を流用した受診を回避する。

(2) 患者の医療安全の観点

他人が偽って受診した場合、本人が受診した過去の診療記録をもとに医療が提供された結果、身体に異常をきたす等のおそれがあること。

(3) 犯罪被害の防止

他人の保険証を流用した受診は、刑法の詐欺罪等に該当すること。

○対応方針

令和2年度のオンライン資格確認の運用開始に伴い、マイナンバーカードのICチップの読み取りにより本人確認が可能となる。

一方、各保険医療機関等がオンライン資格確認を導入し、マイナンバーカードの提示が普及するまでの対応として、保険医療機関が必要と判断する場合には、保険証とともに本人確認書類（写真付き身分証）の提示を求めるもの。

○保険医療機関等における本人確認書類（写真付き身分証）

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- ・旅券（パスポート）
- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・官公庁が顔写真を貼付した書類（身体障害者手帳等）
- ・学生証

※本人確認書類が提示されなかったことのみをもって受診拒否はされません。

※顔写真付きの本人確認書類がない場合、保険証の提示とあわせて「国民年金手帳」、
「児童扶養手当証書」、「住民票の写し」、「官公庁から発行・給付された書類等」の
提示等、2つ以上の書類において、氏名及び生年月日が保険証と一致するかどうか
確認されます。

ご不明な点などございましたら、当健保までお問い合わせください。

サニーピア健康保険組合 業務課 Tel 078-321-1241

以上